

○失業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取り組みの概要

教育目標に掲げる「調理師としての知識・技術を修得し資格取得をめざす。」、「食文化を担うという自覚と誇りをもたせ、これからの時代にふさわしい“調理師マインド”を育成する。」、「各国の食物等の基礎知識と基礎技術をしっかりと身につけさせて、将来、実業界に十分適応できるような調理技術者を育成する。」を修得させ、本校の定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

厚生労働省令第55号により、調理師養成施設指導ガイドラインの施行規則に規定されている教育内容、教育目標に授業時間数が明記されている。各科目規定時間数を履修し、年3回の期末試験の6割以上の成績をもって年度末に卒業認定を行っている。